



衣料品や履き物、その他繊維製品に関する欧州 REACH ANNEX XVII

33 種の CMR 物質規制開始

2018 年 10 月 12 日に Regulation(EU)2018/1513 において REACH の Annex XVII 制限物質リストに追加された 33 種の制限対象物質について 2020 年 11 月 1 日より規制が開始されています。



主な対象製品は次の通りです。

- ・衣類または関連アクセサリ
(スポーツウェアおよびバッグを含む)
- ・通常または合理的に予見可能な使用条件下で、
衣類と同程度で肌に接触する衣類以外の繊維製品
(例: ベッドリネン、ブランケット、布張り家具、使い捨てないオムツなど)
- ・履き物



33 種の制限対象物質

物質名		限度値	物質名		限度値
重 金 属	カドミウムおよびその化合物	1mg/kg 材料から溶出する 金属として	フ タ エ ル ス 酸 テ ル 類	1,2-ベンゼンジカルボン酸, ジ-C6-8 分岐アルキルエステル(C7rich)	1000 mg/kg (単体、または CMR の区分 1A、1B に分 類されるこのエント リー-或いは Annex XVII の他のエント リーのフタル酸エス テルの合計)
	6 価クロムおよびその化合物			フタル酸ビス(2-メチルヒル)	
	ヒ素およびその化合物			フタル酸ジイソミル	
	鉛およびその化合物			フタル酸ジアミル	
ベンゼン		5mg/kg		フタル酸ジ-n-ヒル	
PAHs 多 環 芳 香 族 炭 化 水 素	ベンズ[a]アントラセン	1mg/kg	溶 媒	N-メチル-2-ピロリドン	3000 mg/kg
	ベンズ[a]アセフェナントレン			N,N-ジメチルアセトアミド	
	ベンゾ[b]フルオランテン			N,N-ジメチルホルムアミド	
	ベンゾ[a]ピレン				
	ベンゾ[def]クリセン		染 料	C.I. Disperse Blue 1	50 mg/kg
	ベンゾ[a]ピレン			C.I. Basic Red 9	
	ベンゾ[j]フルオランテン			C.I. Basic Violet 3 with ≥ 0.1 % of Michler's ketone	
	ベンゾ[k]フルオランテン				
クリセン	そ の 他	2-アミノ-5-クロロトルリン塩酸塩	30 mg/kg		
ジベンゾ[a,h]アントラセン		2-ナフタレンアミノ酢酸			
ク ロ ト ル エ ン		α,α,α,4-テトラクロロトルエン	1mg/kg	4-メチル-1,3-ベンゼンジアミン硫酸塩	30 mg/kg
		α,α,α-トリクロロトルエン		2,4,5-トリメチルアニリン・塩酸塩	30 mg/kg
		α-クロロトルエン		キノリン	50 mg/kg
ホルムアルデヒド		75 mg/kg (ジャケット、コート、布張り家具については、2020 年 11 月 1 日～2023 年 11 月 1 日の間は 300 mg/kg)			



2020 年 1 月にオープンした環境化学分析ラボでは **33** 種の CMR 物質についての試験を実施しております。

日本国内のラボで試験を行いますので、海外への輸送コストや言葉の問題もなく、よりスピーディに試験結果をご提供いたします。



試験のご依頼、お問い合わせは、**環境化学分析ラボ (TEL 078-854-0333)** までご連絡ください。